

## 公募説明書

秋田県警察機動隊庁舎の自動販売機設置について、公募方式により自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を選定するために、申込みに必要な事項を説明します。

### 記

#### 1 公募の目的

職員及び入校生の福利厚生に資することを目的とします。

#### 2 自動販売機設置場所

秋田市新屋勝平台9番1号

秋田県警察機動隊庁舎1階

#### 3 自動販売機の種類及び設置台数

物件番号①、②（別紙図面参照）

酒類を除く清涼飲料水自動販売機 【各1台】

販売品目は、缶、びん、ペットボトル等の密閉式容器に入った飲料水（お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク等）とし、ノンアルコール飲料は除きます。

#### 4 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

また、使用許可は原則として一度に限り、更新することができます。

#### 5 施設利用者数 約60人（時期により変動あり）

#### 6 設置条件等

(1) 自動販売機の寸法は、清涼飲料水自動販売機が1台あたり幅1.25m以下、奥行き1.0m以下とします。

また、容器回収ボックスの寸法は、幅0.5m以下、奥行き0.5m以下とします。

(2) 設置に際し、必要な設備（子メーター、転倒防止措置）を設置すること。

(3) 搬入、設置、その他機器の維持管理（電気料を含む。）に係る費用は、設置業者の負担とします。

(4) 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は、設置業者が行うこと。

※ 故障や問合せに関する連絡先を自動販売機の前面に表示すること。

(5) 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあつた回収ボックスを設置し、適正に空き缶等の空容器を回収、処分すること。

(6) 清涼飲料水自動販売機の販売価格は、標準販売価格（定価）よりも10円以上下げる

こと。

(7) 業務の全部を一括して第三者に委託することなく遂行できること。  
なお、業務の一部を委託した場合は、委託の相手方の行為について、すべての責任を負うこと。

(8) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守すること。

#### 7 参加申込関係書類の提出等

##### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 自動販売機設置に関する提案書（様式第2号・別紙）

- ウ 国有財産使用料提案書（様式第3号）
- エ 暴力団排除に係る誓約書及び役員名簿（様式第4号・様式第5号）
- オ 設置する自動販売機のカatalog等  
（設置予定機種のもので、自動販売機のサイズが分かるもの）
- カ 履歴事項全部証明書（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）  
（個人の場合は、住民票写し）
- キ 直前事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（法人のみ）  
（個人の場合は、確定（修正）申告書（控）の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し）
- ク 法人税（個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書  
（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- ケ 過去2年間の類似の業務実績を証明できるもの（契約書等の写し）

(2) 国有財産使用料提案書（様式第3号）に記載する金額

提案書に記載する金額に当たっては、記載する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって年間の納付金額とするので、申込者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(3) 提出期限

令和5年11月16日（木）午後5時まで

(4) 提出場所

秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部会計課管財係

電話番号 018-863-1111（内線2267）FAX番号 018-824-2303

(5) 提出方法

持参又は郵送によりますが、郵送の場合であっても期限内必着とします。

8 質問及び回答

(1) 本件に関する質問は、令和5年11月8日（水）午後5時まで上記7(4)の場所に書面で提出すること。

(2) 回答書は、令和5年11月16日（木）までにFAX等により送付します。

また、回答内容は県警ホームページにて公表します。

9 設置業者の選定方法

(1) 提出した参加申込書等が、次の一つに該当する申込者は欠格とします。

ア 提出期限又は提出場所が、上記7(3)及び(4)に適合しないとき。

イ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 申込みが複数あった場合は、国有財産使用料提案書に記載された金額が秋田県警察本部が算定した金額から消費税を除いた額（以下「算定使用料」という。）以上の申込者について、警察学校国有財産使用許可業者選定委員会が7(1)イの提案書の審査を行い、設置業者を決定します。なお、審査による採点が同点になった場合は、それぞれの申込者によりくじ引きを行い決定します。

審査結果の通知については、令和5年11月30日（木）を予定しております。

○ 審査内容

- ・ 国有財産使用料提案書
- ・ 販売価格（標準価格からの割引等）
- ・ 販売品目（種類・品揃え等）
- ・ 機能・性能（省エネ対策、環境配慮、電子マネー対応型等）
- ・ 販売実績（販売実績による信頼性）
- ・ 社会貢献（犯罪被害者支援団体等への募金等）
- ・ 災害対策（AEDの設置、災害時のフリーレント機能等）

なお、いずれの提案金額も算定使用料に達しない場合は、申込者すべてから再提案を受けることとします。再提案の締切りについては、該当者に対し別途連絡します。

- (3) 再提案によっても算定使用料に達しない場合、警察学校国有財産使用許可業者選定委員会において審査を行い、提案額以外の提案内容が適当であると判断した申込者と交渉を行い、算定使用料以上の提案額を提示できた場合、当該申込者を設置業者に決定します。
- (4) (3)の手続によっても算定使用料の110分の100の制限に達しない場合は、本件公募の手続を打ち切ります。

#### 10 国有財産使用許可手続

- (1) 設置業者は、設置場所について国有財産法第18条第6項及び第19条の規程に基づき国有財産使用許可を受けて使用すること。
- (2) 設置業者は、国有財産使用料として提案した使用料に100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（円未満切捨て）を納付すること。
- (3) 使用料は、毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知するものとします。
- (4) 当該国有財産使用許可は、第三者への譲渡又は請負を禁止します。

#### 11 留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (2) 申込みに係る一切の費用は、申込者負担とします。
- (3) 提出された書類は返戻しません。